

## 指導者処分ガイドライン

考慮すべき要素	違反の程度・結果	処分内容
・暴力・体罰行為 ・故意か過失か、確認	被害者障害なし	1. 懲罰の種類 懲罰の種類は以下の8項目とし、いずれかを科すものとする。 (1) 戒告 (2) 譴責 (3) 罰金 (4) 出場資格の停止 (5) 資格の降格・剥奪 (6) 公的業務の停止・禁止・解任 (7) バスケットボール関連活動の停止・禁止 (8) 除名  2. 処分基準 ① <u>実害がない偶発的な違反行為である場合は、(1)～(3)の懲罰を科することができる。</u> ② <u>実害はないが、偶発的とは言えないまたは継続的な違反行為である場合は、(1)～(5)の懲罰を科することができる。</u> ③ <u>実害がある違反行為である場合は、(1)～(7)の懲罰を科することができる。</u> ④ <u>実害がある重大な違反行為である場合は、(1)～(8)の懲罰を科することができる。</u>
	被害者が全治1か月未満	
	被害者が全治1か月以上	
・心身に有害な言動 ・故意か過失か、確認	活動環境に影響なし	
	被害者が強い嫌悪感を覚える	
	周囲の活動に支障がある	
・わいせつ行為 ・心身に有害な影響を及ぼす	苦痛だが活動環境に支障はなし	
	被害者、周囲に支障	
	重大な障害・刑事罰	
・性的言動	被害者苦痛。周囲未悪化	
	被害者、周囲に支障	
	重大な障害・刑事罰	
・不適切な指導 ・しごき・おいこみ	活動環境に影響なし	
	被害者が強い嫌悪感を覚える	
	周囲の活動に支障がある	
・脱税等不適切な経理処理	知りながら未報告	
	他の目的に流用した	
	自己の利益・刑事罰	

ただし、処分決定にあたっては、加害者と被害者の関係性、結果の重大性、被害者の心理的負荷・スポーツ活動への影響等を考慮し、過去の処分内容との均衡等を総合的に考慮の上、形式的・機械的でなく、個別事案に応じて決定する。